議案第９２号

町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例の制定について

まちづくり基本条例第１３条第３項及びまちづくり基本条例施行規程で準用する地方自治法第７４条第３項の規定に準じ意見を付して議決を求める。

令和８年１１月２日提出

清水町長　　辻　　康　　裕

住民投票請求に基づく町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例に対する意見書

町名を十勝清水町に変更することに関し、町名はまちの未来に係わる事項であり、町民自らが判断すべきものであるとの考えから、その意思表示をする機会を設ける必要があるとの趣旨で、今回のまちづくり基本条例に基づく住民投票請求があったものと認識しております。

住民投票は、まちづくり基本条例に規定する町民参加手法の一つとして、多くの町民の方が町の政策決定に参加するとても重要なものであります。

この度請求のあった町民の皆様の多くの意志を尊重し、住民投票を実施すべく、実施に必要な事項を定める本条例の制定は必要と考えます。

なお、本条例については、法規上の問題はありませんので申し添えます。

令和８年１１月２日提出

清水町長　　辻　　康　　裕

町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例

（目的）

第１条　この条例は、清水町まちづくり基本条例（平成17年清水町条例第26号）第13条第３項の規定に基づき、町名を十勝清水町に変更（以下「町名変更」という。）することについて、住民の意思を反映させることを目的とする。

（住民投票の内容）

第２条　前条の目的を達成するため、町名変更の賛否について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

２　住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（投票の成立要件等）

第３条　住民投票は、第７条に規定する投票資格者の過半数の者の投票により成立するものとする。

２　前項の規定により住民投票が成立しなかった場合においても、開票その他の作業は行うものとする。

（住民投票の執行）

第４条　住民投票は、町長が執行するものとする。

２　町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の２の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を清水町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

（住民投票の実施の決定）

第５条　町長は、住民投票を実施するときは、その旨を告示するとともに、選挙管理委員会に通知しなければならない。

（投票の期日）

第６条　選挙管理委員会は、前条の規定による通知があった日から起算して90日を超えない範囲(以下「期間」という。)において投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、北海道又は本町の議会議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めたときは、投票日を期間の範囲内で変更することができる。

２　選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の５日前までに告示しなければならない。

（投票資格者）

第７条　住民投票の投票資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　平成26年４月１日以前に生まれた日本国籍を有する者

(2)　前条第２項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その

者に係る本町の住民票が作成された日（他の市町村から本町に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 か月以上本町の住民基本台帳に記載されている者（投票日（規則で定める期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本町に住所を有していない者を除く。）

2　前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項若しくは第 252 条又は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿)

第 8 条　選挙管理委員会は、投票資格者について投票資格者名簿を調製しなければならない。

(投票の方法)

第 9 条　住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

2　投票資格者は、町名変更に賛成するときは投票用紙の賛成欄に自ら○の記号を記載し、町名変更に反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

4　第 2 項の規定にかかわらず、投票資格者は規則で定めるところにより点字により投票することができる。

(投票所においての投票)

第 10 条　投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第 11 条　投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票をした投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第 12 条　次に掲げる投票は、無効とする。ただし、前条の規定に基づき有効とされたものを除く。

(1)　所定の投票用紙を用いないもの

(2)　○の記号以外の事項を記載したもの

(3)　○の記号のほか、他事を記載したもの

(4)　○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(5)　〇の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれかに記載したのかを確認し難いもの

(6)　第9条第3項の規定に基づく投票を除き〇の記号を自ら記載したものでないもの

(7)　何も記載していないもの

(情報の提供)

第13条　町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、住民の判断に資するのに必要な情報の提供に努めなければならない。

(投票運動)

第14条　住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　買収、脅迫その他不正な手段により投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為

(2)　住民の平穏な生活環境を侵害する行為

2　前項の投票運動は、公職選挙法等の規定に準じて投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第15条　前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、同法施行令(昭和25年政令第89号)及び同法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる本町の議会議員又は長の選挙の例による。

(結果の告示等)

第16条　選挙管理委員会は、住民投票の結果が判明したときは、速やかに告示するとともに、当該告示の内容を町長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第17条　町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第18条　この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2　この条例は、第16条の規定に基づく告示の日をもって、その効力を失う。